



平成18年5月26日

各 位

会社名 日本製麻株式会社
代表者名 取締役社長 中本 広太郎
(コード番号3306 東証第2部)
問合せ先 取締役経理部長 池田 明穂
(TEL. 078 - 332 - 8251)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令・諸規則および諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、その対策として経営企画推進部内に内部監査室を設置し、コンプライアンス規程、内部監査規程等を制定し、コンプライアンスに関する研修体制の整備、内部通報制度を制定する。
2. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び使用人の職務の遂行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、別途定める社内規程に基づいて取締役及び使用人はこれに従うものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、災害、品質及び輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの対応部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行を行うために、職務分掌規程、決裁規程、権限分配規程、人事評価・報酬制度を整備する。
5. 当該会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社との情報の交換、人事の交流を含め子会社との連携体制を確立し、当該会社の監査役と子会社の監査役との連絡を密にし、親会社による子会社に対する不当な取引等の要求を防止するための体制を確立する。

6. 監査役の職務を補助すべき当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役の指揮命令に服さない使用人を置く。又、内部監査部門、総務部門、経理部門が補助する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する体制

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査役は補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容、内部監査担当部署が行う内部監査の結果、取締役が整備する内部通報制度による通報の状況を遅滞なく報告する。

以 上